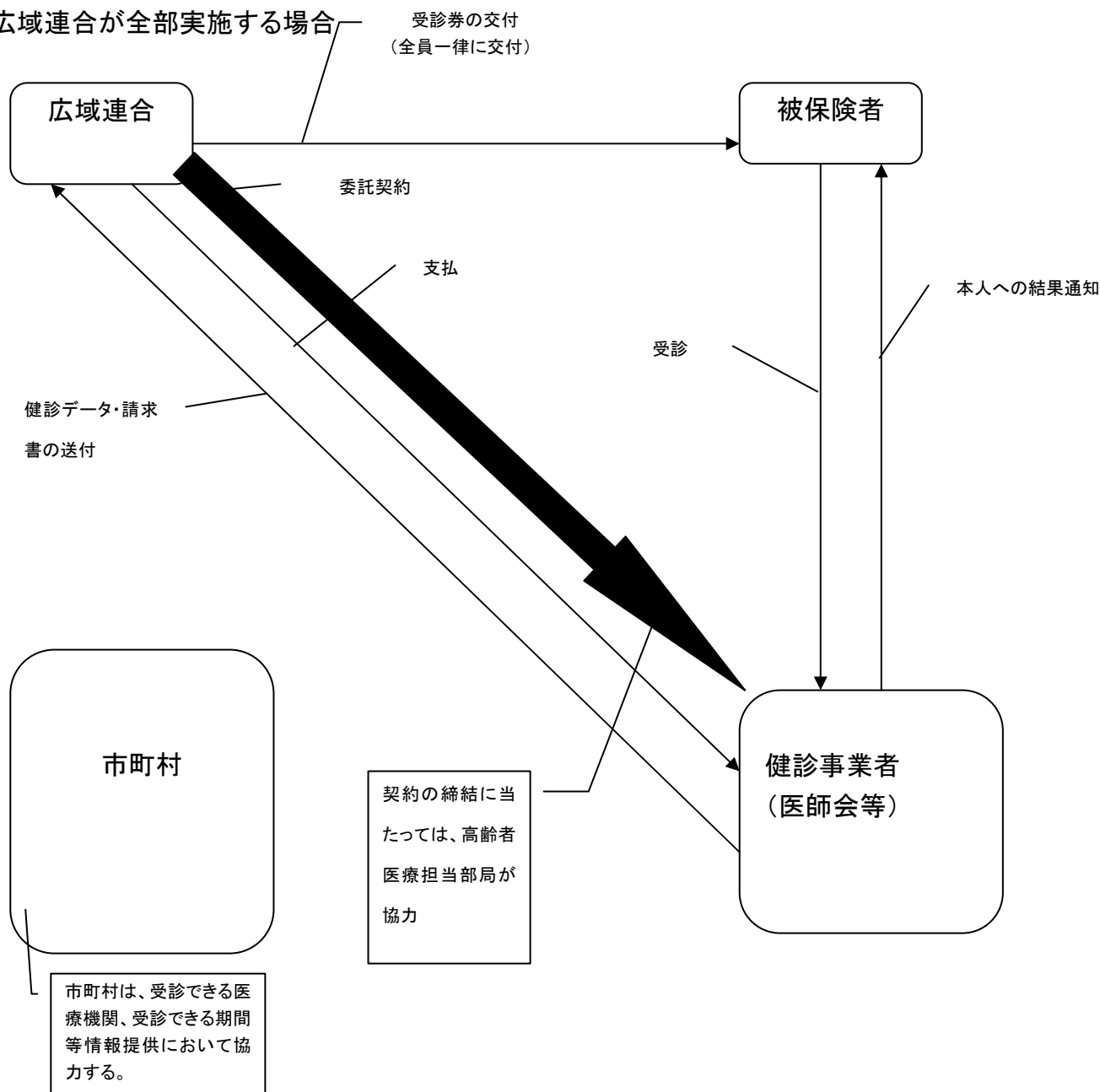


後期高齢者の保健事業の実施について(案)

<参考>

○ 広域連合が全部実施する場合



<受診券の発行、他の健診との調整>

- ・受診券は広域連合が一律に送付(広域連合で申請を受けて個別に送付することは困難)
- ・二重払いの防止は可能であるが、事前の人数把握は困難
- ・事業の周知については、広域連合及び市町村が広報を行う。
- ・生活機能評価との調整は、可能ではあるが市町村担当部局と広域連合との調整が困難

<支払及び結果の送付について>

- ・支払い及び結果の送付については、広域連合で行うのであれば、人員の確保が必要

<健診データの利用>

- ・広域連合がデータを受け取っても市町村が行う健康相談、指導には利用しにくい。